

平成24年9月12日

各 位

会 社 名 アテナ工業株式会社
代 表 者 代表取締役社長 下野 泰輔
(JASDAQ・コード:7890)
問 合 せ 先 取締役管理本部長兼総務部長
小木曾 範夫
(TEL 0575-24-2424)

臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成24年11月上旬開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株主による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。本臨時株主総会及び本種類株主総会を総称して「本株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、本株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成24年9月30日（日曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主総会において議決権を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 平成24年9月30日（日）
- (2) 公告日 平成24年9月13日（木）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<http://www.athena-kogyo.co.jp/>

2. 本株主総会の日程及び付議議案等について

平成24年8月8日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、株式会社シモノコーポレーションからの要請により、本臨時株主総会において、①当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別個の種類株式の当社の株式を交付することについての議案を付議することを予定しております。

本臨時株主総会にて上記①の議案に対するご承認をいただきますと、当社は会社法に規定する種類株式発行会社となりますので、上記②の議案に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、本臨時株主総会の決議に加えて、会社法第111条第2項第1号に基づき、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式の株主を構成員とする本種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、本臨時株主総会の開催日と同日に本種類株主総会を開催することを予定しており、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において議決

権を行使することができる株主を定めるための基準日も設定しております。

なお、本株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上